

保険金をお支払いできない主な場合（建設工事・園芸施設工事）

<p>倒産業者の履行保証 （瑕疵担保保証）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。 ただし、保険契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反により損害が生じたことに対し、次に該当する場合を除きます。 ・被保険者が善意・無過失である場合 ・被保険者が保険契約者の故意、重大な過失もしくは法令違反の存在を知ったときから遅滞なく保険会社に通知した場合 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 3. 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風によって生じた損害 4. 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害 5. 4以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害 6. 2～5以外の保険契約者の責に帰すことのできない客観的事由によって生じた損害 7. 保険契約者または被保険者の義務違反
<p>建設工事保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 2. 風、雨、ひょうまたは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入（風災、ひょう災または雪災によって建物が直接破損した場合を除きます。）による損害 3. 保険の対象の性質、欠陥または自然の消耗、劣化による損害 4. 寒気、霜、氷（ひょうを除きます。）または雪による損害 5. 戦争、革命、暴動などによる損害 6. 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 8. 核燃料物質等による損害 9. 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 10. 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 11. 工事用仮設材として使用される矢板・杭・H型鋼その他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損の損害または引抜き不能の損害 12. 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 13. 湧水の止水または排水費用
<p>建設工事中の事故 （地盤崩壊者危険賠償責任特約含む）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任 2. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 3. 被保険者が他人から借用した工具、機械、資材等（レンタル物件、リース物件を含みます。）、発注者・その他の者より支給された資材等に対して負担する賠償責任 4. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 5. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 6. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任 7. 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 8. 排水または排気によって生じた賠償責任 9. 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊による賠償責任 10. 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊による賠償責任 11. 被保険者の下請負人またはその使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 12. 航空機または自動車等の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任。ただし工事場内における建設用工作車（ブルドーザー、パワーショベル等をい）、ダンプカーは含みません。）は補償の対象となります。 13. 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任 14. 被保険者の占有を離れた施設外にある財物に起因する賠償責任 15. 塵埃（じんあい）または騒音に起因する賠償責任 16. LPガス販売業務の遂行またはその結果に起因する損害 17. 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害 18. 石綿、石綿を含む製品またはその代替物質の有害性に起因する賠償責任 19. 廃棄したものに起因する賠償責任 20. 汚染物質の排出等に起因する賠償責任とこれに伴う損害防止費用 21. 身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その者の属する企業等が被った損失に起因する賠償責任 22. 被保険者が作業を行った箇所のうち、錯誤により発生した部分の損壊に起因する損害。ただし、火災または爆発による損害は補償の対象となります。 23. 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任 24. 地下水の増減およびその利用に係る賠償責任 25. 地盤の崩壊による道路、河川または堤防の損壊に起因する賠償責任 26. 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 27. 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 28. シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊に係る賠償責任 29. シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊に係る賠償責任 30. 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する賠償責任 31. 地盤崩壊における賠償責任発生時における薬液注入に係る費用 32. 地盤崩壊における賠償責任発生時における設計変更または工事変更のための費用

請負業者・施主の方へ

2017年4月1日

系統建設工事 総合補償のご案内

（建設工事・園芸施設工事中）



(建設工事・園芸施設工事)

制度の目的

組合員、ならびに農協の皆様が、経済連(県農協)を通じてまたは直接全農に委任された施設建設について、全農は次の補償を行い施設投資の安全をはかっています。

補償の対象

組合員ならびに系統組織等からの委任に基づき、全農が請負業者と契約を締結して発注する工事とします。

ただし、次のいずれかに該当する請負業者は補償の対象外となります。

- ・全農が定める「建築工事指名入札参加資格審査基準」による総合点数または経営状態が一定水準に満たない業者
- ・直近3か年の決算において連続して経常利益が赤字である業者
- ・再生、更生手続き、特定調停を行ったことのある業者

補償の内容

●建設工事の事故補償(建設工事保険)

工事中に工事物件が不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合に補償します。

・補償の対象となるもの

工事の目的物、仮工事の目的物、工用材料、工用仮設物、工用仮設建物およびこれらに収容の家具、寝具、事務用具など(従業員の私物および工用機械・器具・車両運搬具等は除きます。)

・保険金支払の対象となる場合

火災、落雷、破裂・爆発、風水災、盗難、地盤沈下・地すべり・崩壊などによる損害
※園芸施設の被覆材の単独損害については次のもののみ対象とします。

- ①ガラス
- ②カタログ等で耐用年数10年以上と明記されているプラスチックフィルム
- ③フツフィルムの場合は、厚さ60 μ m以上のもの

●建設工事の事故補償(請負業者賠償責任保険)

工事中に他人に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

・保険金支払の対象となる場合

①工事の遂行に起因した偶然な事故や、請負作業を行うための資材置き場などの付帯設備に起因して他人の身体を害したり、財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

②地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に起因した偶然な事故によって他人の財物に損害を与えた場合

【請負業者賠償責任保険・地盤崩壊危険補償特約】

●工事の履行保証(履行保証保険)

経済連(県農協)または全農が委任を受けた工事について、万が一、請負業者の債務不履行により工事を契約どおり完成させることができなくなった場合、別の業者を選定し、原則として原契約内容による工事の続行、完成をさせるための差額(増額費用)を補償します。

●倒産業者の瑕疵工事保証(履行保証保険瑕疵担保保証特約)

請負業者の倒産後に発見された瑕疵工事による損害を補償します。

補償の詳細

●建設工事の事故補償(建設工事保険)

- ・お支払いする保険金の種類
損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金
- ・補償限度額(保険金額)
工事請負金額とします。
- ・自己負担額
火災、落雷、破裂・爆発は0円　その他の事故は10万円(園芸施設工事の場合、風災は5万円)
- ・補償期間: 工事着工日から工事受渡完了日まで

●建設工事の事故補償(請負業者賠償責任保険)

- ・お支払いする保険金の種類
損害賠償金、損害防止費用、応急手当等費用、争訟費用、示談交渉費用、保険会社への協力費用
- ・支払限度額
【身体障害賠償】1事故につき4億円 1名につき1億円 【財物損壊賠償】1事故につき1億円
【地盤崩壊危険補償特約】1被害者につき300万円 1事故につき2,000万円(保険期間中通算で2,000万円限度)
- ・自己負担額
【身体障害賠償・財物損壊賠償とも】1事故につき1,000円
【地盤崩壊危険補償特約】1被害者あたりの自己負担額20万円を適用した場合の保険金支払金額と、1事故についての自己負担額100万円を適用した場合の保険金支払金額を比較し、いずれか保険金支払金額が高額になる方を自己負担額とします。
※地盤崩壊における薬液注入に係る費用および設計変更または工事変更のための費用は補償されません。
- ・補償期間: 工事着工日から工事期間の末日または工事受渡日のいずれか早い日まで

●工事の履行保証(履行保証保険)

- ・補償限度額(保険金額): 工事請負金額(消費税を含みます。)に30%を乗じた金額
- ・補償期間: 請負業者決定日から工事受渡完了日まで

●倒産業者の瑕疵工事保証(履行保証保険瑕疵担保保証特約)

- ・補償限度額(保険金額): 工事請負金額(消費税を含みます。)の30%以内で1事故3,000万円が限度。制度全体で1年間を通じ1億円が限度
- ・補償期間: 工事受渡完了日から最長10年間(工事請負契約約款で10年以下のものはその期間)
- ※損害額が1事故につき10万円を超える場合に限り全額を補償します。
- ※瑕疵の補修工事ができないとき、もしくは瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、補修に代わる妥当な金額を補償します。
- ※対象工事の一部が引渡しを行っており、履行保証保険と本特約から補償を受けられる場合には、補償金額は両補償を併せて工事請負金額(消費税を含みます。)の30%以内が限度となります。

※各保険の「保険金をお支払いできない主な場合」については裏面をご参照ください。

<事故が生じた時の措置>

事故が生じた場合は、損害拡大の防止に努めるとともに、すみやかに、経済連(県農協)または全農にご連絡ください。

なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※本制度の詳細については、経済連(県農協)もしくは全農へお問い合わせください。